

男鹿市条例第 1 0 号

男鹿市出産祝金支給条例の一部を改正する条例

男鹿市出産祝金支給条例（平成 1 7 年男鹿市条例第 1 1 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
男鹿市<u>お誕生おめでとう祝金</u>支給条例 （目的） 第 1 条 この条例は、男鹿市（以下「市」という。）<u>に生まれた子どもを祝福し、お誕生おめでとう祝金（以下「祝金」という。）</u>を支給することにより、子どもの健やかな成長に資することを目的とする。 <u>（支給対象者）</u> 第 2 条 <u>祝金の支給対象者は、次に掲げる者とする。</u> (1) <u>出生後最初の住民登録が市になされた者</u> (2) <u>出生後 1 年以内に特別養子縁組された者のうち、特別養子縁組成立後の最初の住民登録が市になされた者</u> <u>（祝金の額）</u> 第 3 条 <u>祝金の額は、支給対象者一人につき 10 万円とする。</u>	男鹿市<u>出産祝金</u>支給条例 （目的） 第 1 条 この条例は、男鹿市（以下「市」という。）<u>の人口の増加を願い、出産祝金を支給することにより、出産を推奨するとともに、生まれた</u>子どもの健やかな成長に資することを目的とする。 <u>（出産祝金支給の要件）</u> 第 2 条 <u>出産祝金は、市に居住し、市の住民基本台帳に記録されている者で、新生児を出産したものに支給する。</u> <u>（出産祝金の額）</u> 第 3 条 <u>出産祝金の額は、次の各号に掲げる出生した子の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>第 1 子及び第 2 子 5 万円</u> (2) <u>第 3 子以降 20 万円</u>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前までに妊娠の届出をされた第 3 子以降の新生児に係る出産祝金の支給については、なお従前の例による。